

みらいのたね定期預金

2026年10月1日現在

1. 商品名（愛称）	・みらいのたね定期預金						
2. 取扱期間	・2026年10月1日（木）～ 2027年3月31日（水）まで						
3. 販売対象	・預入日時点で18歳未満の個人のお客さま ・ニューマネー（※）をお預け入れいただける方 ※ ニューマネーとは、「現金」または「定期預金の預入日から遡り2ヵ月以内に新たにお客様の口座にご入金された資金」を言います。当庫普通預金、定期預金からの振替、当庫に預入されている各種預金を解約、もしくは出金し、他行に預入後、その資金を再度現金もしくは振込等により入金した場合はニューマネーの対象外となります。						
4. 期 間	・1年 ・自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。						
5. 預 入							
(1) 預入方法	・一括預入						
(2) 預入金額	・お一人さま1万円以上10万円以下						
(3) 預入単位	・1円単位						
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。						
7. 利 息							
(1) 適用金利	・固定金利 年10.000%（税引後7.968%） ・初回満期日以降の利率は、継続日におけるスーパー定期預金（1年）の店頭表示利率を適用します。						
(2) 利払方法	・満期日以後に一括して支払います。						
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ＜10万円お預け入れの場合＞ ・税引前利息：10万円×10.000%＝10,000円 ・税引後利息：10,000円－税金2,031円（国税1,531円＋地方税500円）＝7,969円 ※ 上記のお受取り利息は概算であり、実際のお受取額と異なる場合があります。						
8. 税 金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。						
9. 手数料	—						
10. 付加できる特約事項	・預入形態は、証書式、通帳式（定期預金通帳）とします。 ・マル優の取扱いができます。						
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て、下記による計算が解約日の普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 期間別中途解約利率一覧表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>預 入 期 間</th><th>適 用 利 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td><td>約定年利率×20%</td></tr> </tbody> </table>	預 入 期 間	適 用 利 率	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定年利率×20%
預 入 期 間	適 用 利 率						
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率						
6ヵ月以上1年未満	約定年利率×20%						
12. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。						
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-32-8883）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を						

	用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14. その他参考となる事項	・本商品は、予告なく変更、終了する場合がございます。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。

